

坂監第32号
令和7年9月3日

坂祝町長 伊藤 敬宏 様

坂祝町監査委員 森田 安夫

坂祝町監査委員 渡邊 章

例月出納検査の実施結果について

地方自治法第235条の2第1項の規定に基づき、令和7年7月分（一般会計・特別会計・水道事業会計・下水道事業会計）の出納検査をしたので、その結果を同条第3項の規定により次のとおり報告します。

1. 検査実施日 令和7年8月20日（水）
2. 検査実施期間 令和7年7月1日から7月31日まで
3. 検査実施場所 坂祝町役場庁舎4階第2会議室・2階会計室
4. 検査の対象 一般会計・特別会計・水道事業会計・下水道事業会計

5. 検査の概要

あらかじめ、現金出納保管の状況を知る上に必要な調書を提出させ、別に関係帳簿及び支出証拠書類の提出を求めて、双方を対照しながら会計管理者に説明を求めた。

また、各預金通帳の確認を行った。

6. 検査の結果・意見

各会計の属する基金の管理、特に定期預金・普通預金等、また各会計に属する現金の管理及び諸帳簿の照会を行った結果、特に指摘する事項はなかった。

『予備費充用の取り扱いについて』

予備費とは、予測不能な事態や緊急の支出に備えて計上される費用であると思慮しております。

平成30年3月総務課から「予算流用と予備費充用の取り扱い」の通知では、予備費は突発的な事案（自然災害、機器故障等）により、想定外の大きな支出が発生した場合において予備費充用で対応すると記されています。

近年、このような事案以外に予備費流用が行われている事案が散見されています。突発的な事案以外での事由で予備費での対応ではなく、補正予算での対応で支出されるよう庁内全体で今後検討願いたい。